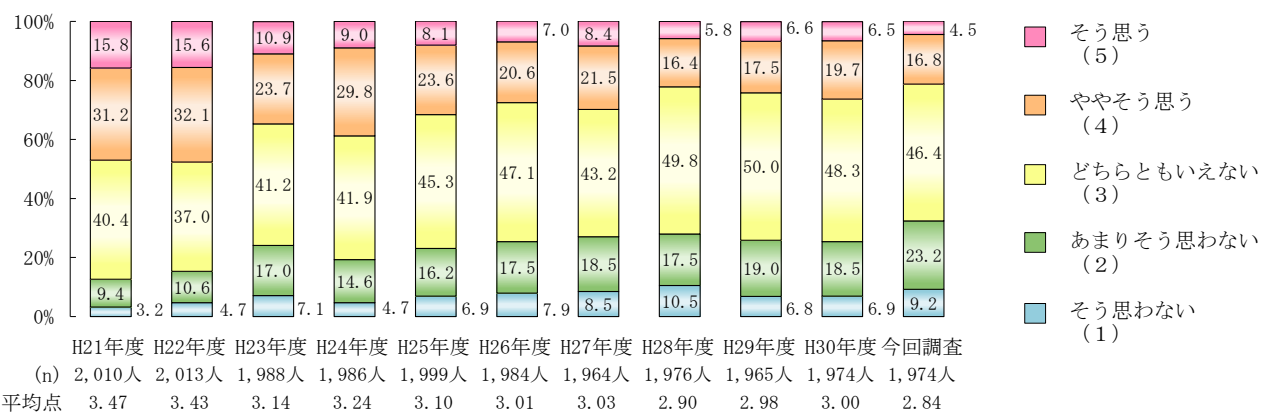
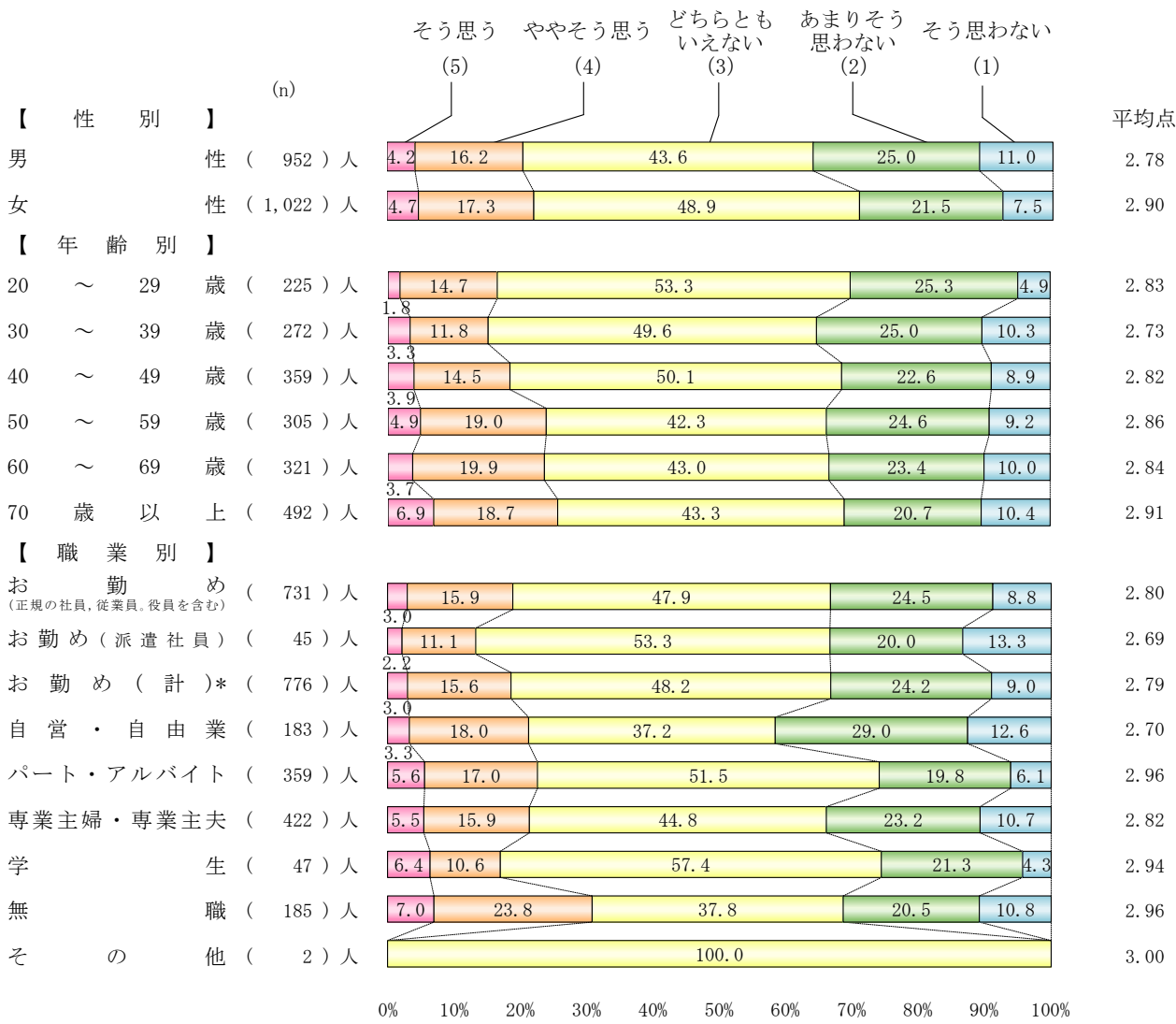


Q 7 (h) 裁判が迅速になった



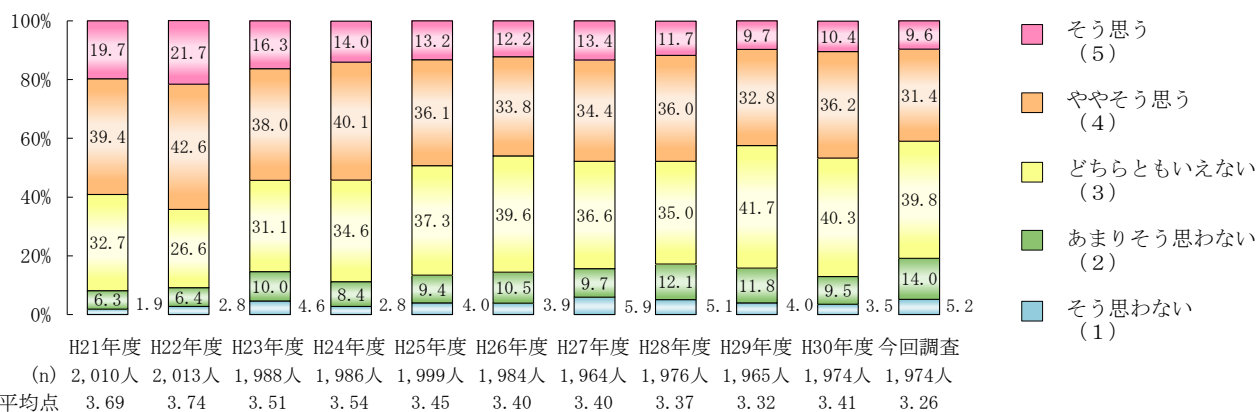
裁判員制度実施後の変化として『裁判が迅速になった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）は21.3%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」＋「そう思わない」）は32.4%となっている。



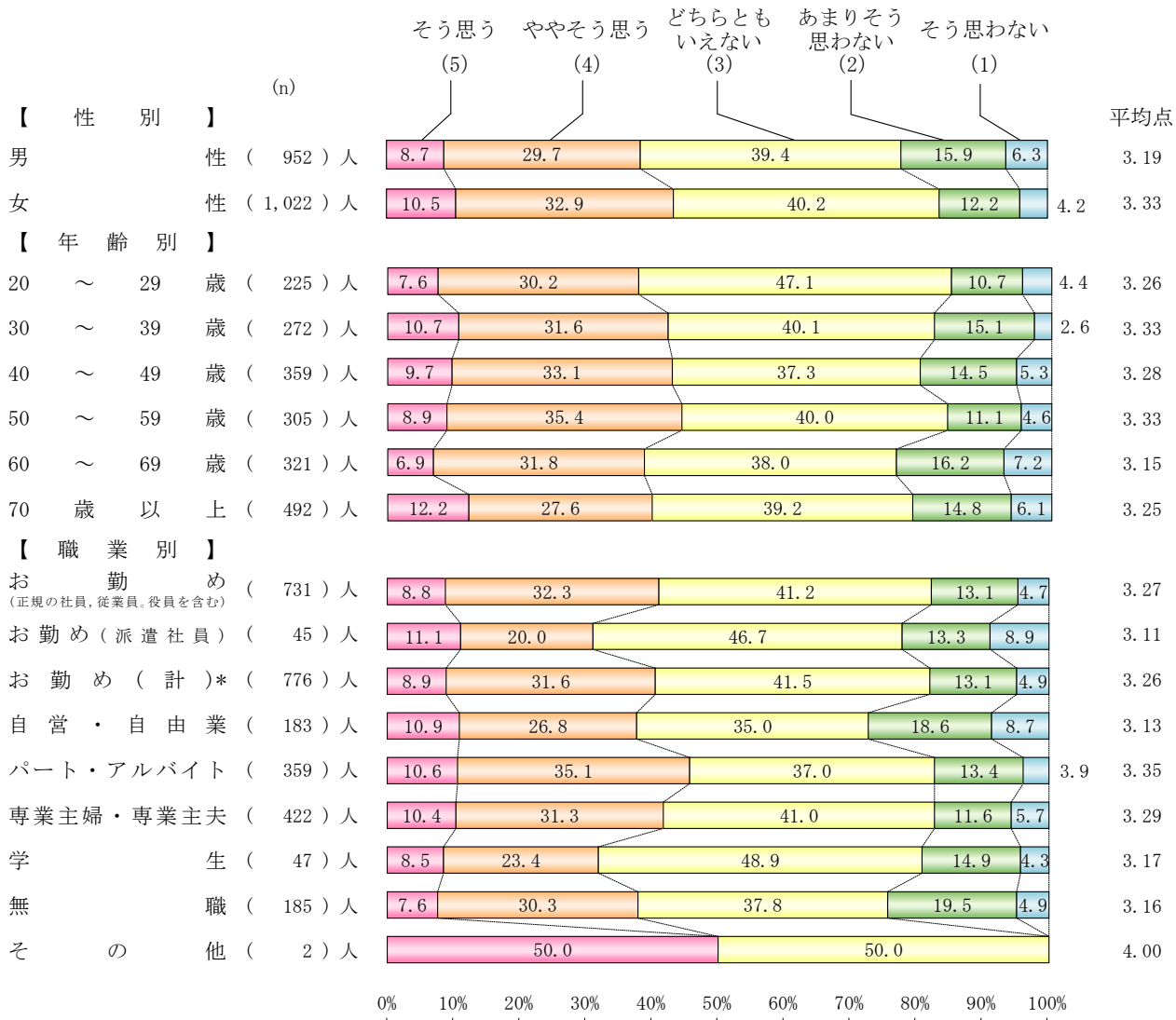
*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」＋「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、大きな差はみられない。年齢別では、70歳以上が最も高くなっている。職業別では、無職が最も高くなっている。

Q 7 (i) 刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった



裁判員制度実施後の変化として『刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった』という印象では、『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）は41.0%、『そう思わない』（「あまりそう思わない」+「そう思わない」）は19.2%となっている。

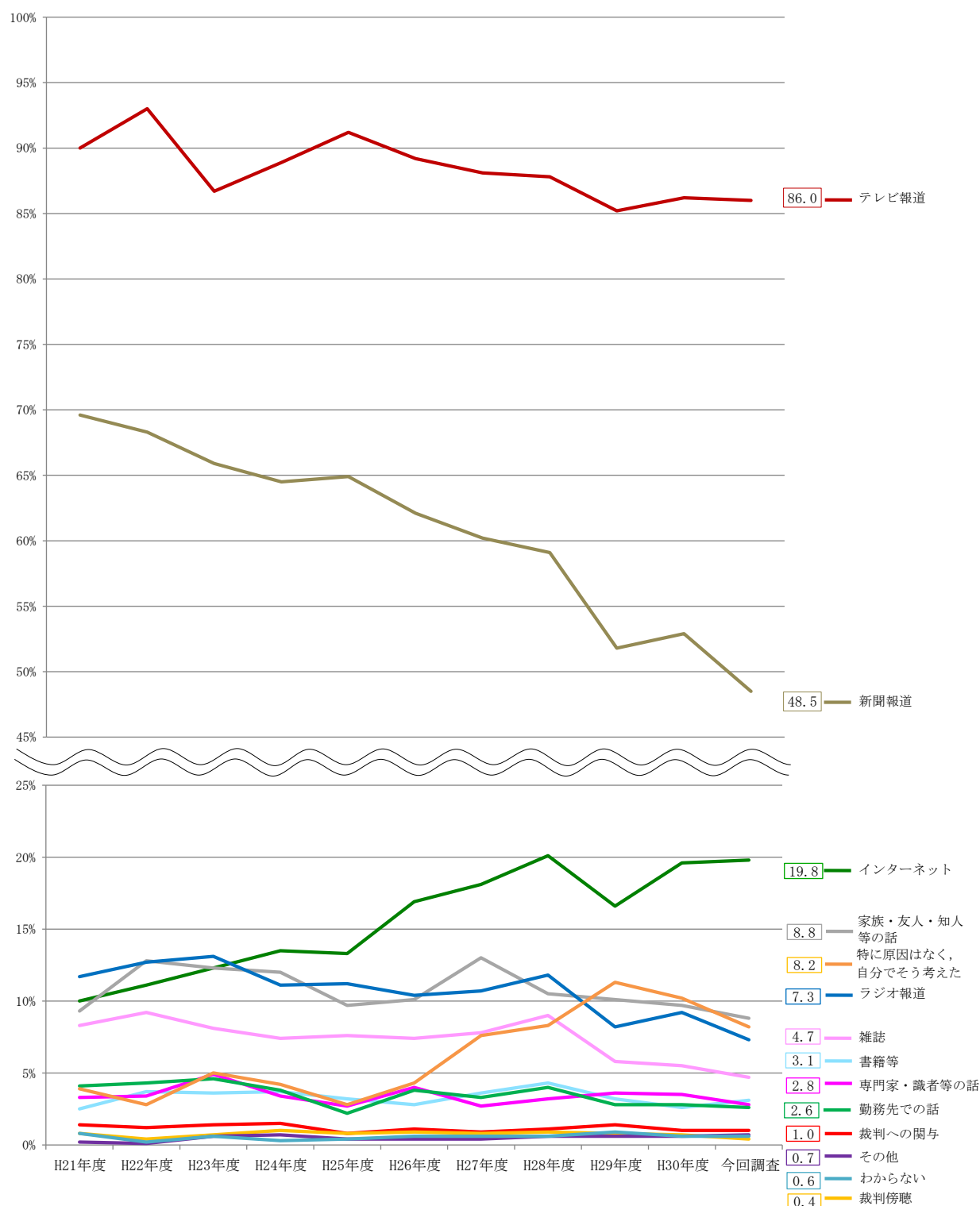


*お勤め (計) は、「お勤め (正規の社員、従業員、役員を含む)」と「お勤め (派遣社員)」を合計したものである。

『そう思う』（「そう思う」+「ややそう思う」）と答えた者の割合は、男女別では、女性が高くなっている。年齢別では、大きな差はみられない。職業別では、パート・アルバイトが最も高くなっている。

8 裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因

Q8 【回答票8】あなたが前問のような印象を持つことになった原因は何ですか。当てはまるものを、次の中から全てあげてください。(M. A.)



※各折れ線横の数値は今回調査の数値。平成30年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,974人, M.T.=194.4%)

現在実施されている裁判員制度についてQ7の印象を持つことになった原因を聞いたところ、「テレビ報道」が86.0%と最も高く、次いで「新聞報道」が48.5%であった。以下、「インターネット」(19.8%)、「家族・友人・知人等の話」(8.8%)、「特に原因はなく、自分でそう考えた」(8.2%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	今回調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974
テレビ報道	90.0	93.0	86.7	88.9	91.2	89.2	88.1	87.8	85.2	86.2	86.0
新聞報道	69.6	68.3	65.9	64.5	64.9	62.1	60.2	59.1	51.8	52.9	48.5
インターネット	10.0	11.1	12.3	13.5	13.3	16.9	18.1	20.1	16.6	19.6	19.8
家族・友人・知人等の話	9.3	12.8	12.3	12.0	9.7	10.1	13.0	10.5	10.1	9.7	8.8
特に原因はなく、自分でそのように考えた	3.9	2.8	5.0	4.2	2.8	4.3	7.6	8.3	11.3	10.2	8.2
ラジオ報道	11.7	12.7	13.1	11.1	11.2	10.4	10.7	11.8	8.2	9.2	7.3
雑誌	8.3	9.2	8.1	7.4	7.6	7.4	7.8	9.0	5.8	5.5	4.7
書籍等	2.5	3.7	3.6	3.7	3.2	2.8	3.6	4.3	3.2	2.6	3.1
専門家・識者等の話	3.3	3.4	4.9	3.4	2.7	4.0	2.7	3.2	3.6	3.5	2.8
勤務先での話	4.1	4.3	4.6	3.8	2.2	3.8	3.3	4.0	2.8	2.8	2.6
裁判への関与	1.4	1.2	1.4	1.5	0.8	1.1	0.9	1.1	1.4	1.0	1.0
裁判傍聴	0.8	0.4	0.7	1.0	0.8	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.4
その他	0.2	0.1	0.6	0.7	0.4	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.7
わからない	0.8	0.2	0.6	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6	0.9	0.6	0.6

	該当数 (n)	テレビ報道	新聞報道	インターネット	家族・友人・知人等の話	特に原因はなく、自分でそのように考えた	ラジオ報道	雑誌	書籍等	専門家・識者等の話	勤務先での話	裁判への関与	裁判傍聴	その他	わからない	回答計
TOTAL	1,974	86.0	48.5	19.8	8.8	8.2	7.3	4.7	3.1	2.8	2.6	1.0	0.4	0.7	0.6	194.4
【性別】																
男性	952	83.7	53.3	26.2	6.2	7.7	9.7	5.3	4.0	3.0	3.3	1.1	0.6	0.6	0.6	205.1
女性	1,022	88.1	44.1	13.9	11.3	8.6	5.1	4.2	2.3	2.6	2.0	0.9	0.2	0.7	0.6	184.4
【年齢別】																
20～29歳	225	79.6	21.3	30.2	7.6	11.1	3.1	0.9	2.2	1.3	2.2	0.4	-	2.7	1.8	164.4
30～39歳	272	83.8	29.4	30.5	9.2	9.9	2.9	2.2	3.3	1.5	5.1	0.4	0.4	-	0.4	179.0
40～49歳	359	84.1	37.3	26.7	7.5	8.6	6.4	2.8	1.9	1.9	2.8	1.1	0.3	-	0.3	181.9
50～59歳	305	88.2	53.8	21.0	6.6	7.2	6.6	4.9	3.3	1.6	2.3	0.7	0.3	0.7	0.3	197.4
60～69歳	321	88.8	64.2	15.9	9.0	7.8	7.8	8.1	3.1	4.7	2.8	0.9	0.6	0.6	0.3	214.6
70歳以上	492	88.2	66.3	5.9	11.4	6.3	12.4	6.9	4.1	4.5	1.2	1.6	0.6	0.6	0.8	210.8
【職業別】																
お勤め(正規の社員等)*1	731	82.9	43.2	29.7	7.5	9.4	6.4	4.4	2.9	2.6	4.2	0.7	0.5	0.5	0.8	195.9
お勤め(派遣社員)	45	84.4	46.7	24.4	2.2	11.1	8.9	2.2	4.4	-	-	-	-	2.2	-	186.7
お勤め(計)*2	776	83.0	43.4	29.4	7.2	9.5	6.6	4.3	3.0	2.4	4.0	0.6	0.5	0.6	0.8	195.4
自営・自由業	183	89.1	53.6	19.7	8.2	6.0	12.0	6.6	3.8	1.6	1.1	1.1	0.5	0.5	-	203.8
パート・アルバイト	359	88.3	41.5	14.2	10.9	9.5	4.7	3.6	2.5	0.8	3.3	0.3	-	0.3	0.3	180.2
専業主婦・専業主夫	422	90.0	54.5	9.5	10.9	6.9	7.1	5.5	2.4	4.7	0.5	1.7	0.2	0.9	0.2	195.0
学生	47	66.0	19.1	34.0	4.3	14.9	2.1	2.1	4.3	2.1	-	-	-	4.3	-	153.2
無職	185	87.0	72.4	10.3	8.1	3.2	11.9	5.9	5.4	4.9	2.2	1.6	1.1	-	1.6	215.7
その他	2	50.0	50.0	50.0	-	-	50.0	-	-	50.0	-	50.0	-	-	50.0	400.0

*1 「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」 *2 お勤め(計)は、「お勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

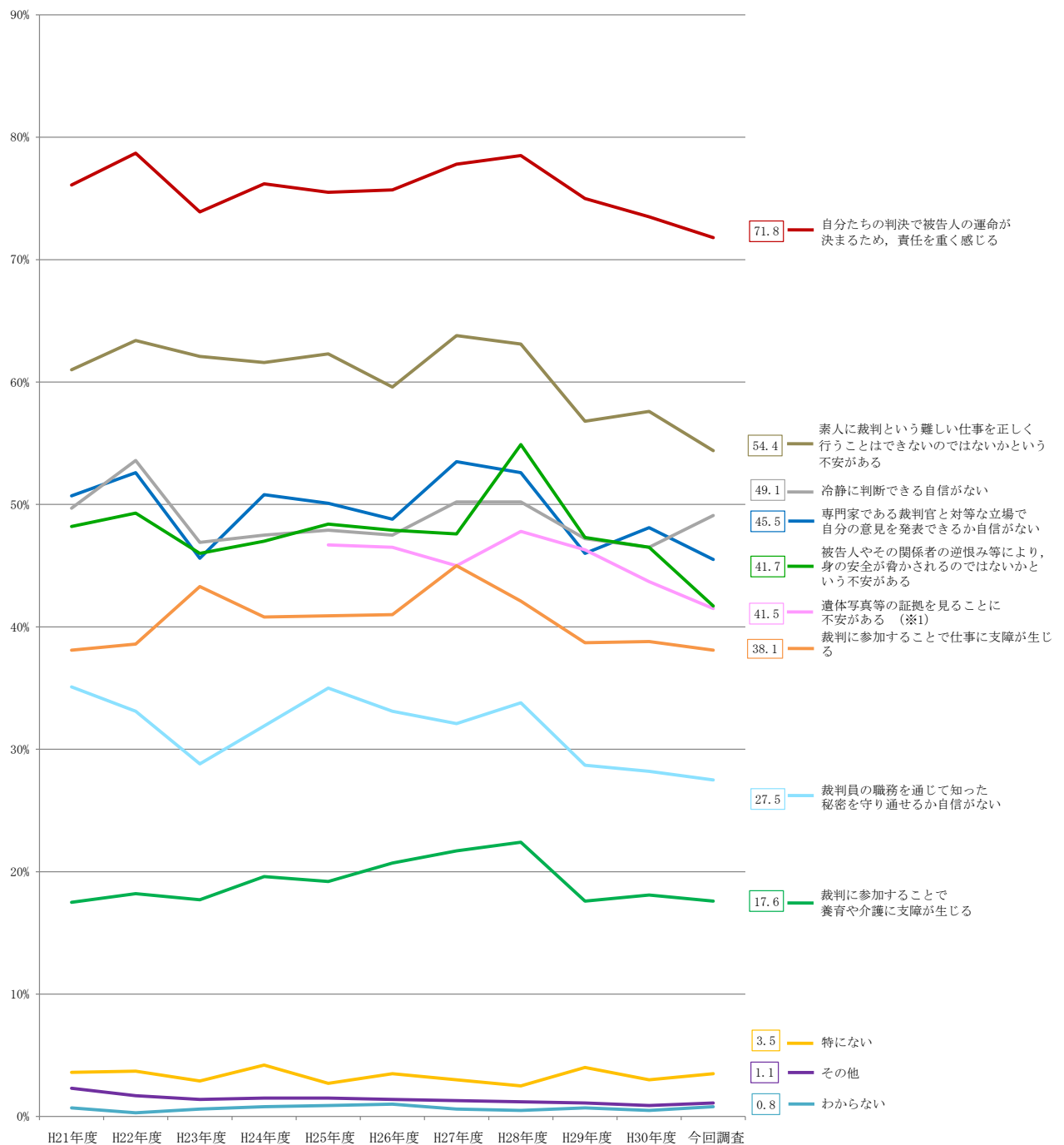
男女別にみると、「テレビ報道」は女性が高くなっており、「新聞報道」と「インターネット」は男性が高くなっている。

年齢別に見ると、「テレビ報道」は20代が最も低くなっており、「新聞報道」は50代以上、「インターネット」は40代以下がそれぞれ高くなっている。

職業別にみると、「テレビ報道」は専業主婦・専業主夫が最も高くなっており、「新聞報道」は無職がそれぞれ最も高くなっている。「インターネット」はお勤め(正規の社員、従業員。役員を含む)と学生が高くなっている。

9 裁判に参加する場合の心配や支障となるもの

Q 9 【回答票 9】あなたが刑事裁判に参加するとした場合、あなたにとって心配や支障となるものはどれですか。当てはまるものを、次の中からすべてあげてください。(M. A.)



※ 1 「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成 25 年度より新設された選択肢のため、平成 21～24 年度調査時のデータは存在しない。

※ 2 各折れ線横の数値は今回調査の数値。平成 30 年度調査以前の数値は次頁を参照。

(n=1,974 人, M. T. 392.7%)

刑事裁判に参加するとした場合に心配や支障となるものとしては、「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる」が71.8%と最も高く、以下、「素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある」(54.4%)、「冷静に判断できる自信がない」(49.1%)、「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」(45.5%)、「被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある」(41.7%)、「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」(41.5%)、「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」(38.1%)、「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」(27.5%)、「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」(17.6%)などとなっている。

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	今回調査
該当数 (n)	2,010	2,013	1,988	1,986	1,999	1,984	1,964	1,976	1,965	1,974	1,974
自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	76.1	78.7	73.9	76.2	75.5	75.7	77.8	78.5	75.0	73.5	71.8
素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかという不安がある	61.0	63.4	62.1	61.6	62.3	59.6	63.8	63.1	56.8	57.6	54.4
冷静に判断できる自信がない	49.7	53.6	46.9	47.5	47.9	47.5	50.2	50.2	47.2	46.5	49.1
専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	50.7	52.6	45.6	50.8	50.1	48.8	53.5	52.6	46.0	48.1	45.5
被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかという不安がある	48.2	49.3	46.0	47.0	48.4	47.9	47.6	54.9	47.3	46.5	41.7
遺体写真等の証拠を見ることに不安がある (※)					46.7	46.5	45.0	47.8	46.3	43.7	41.5
裁判に参加することで仕事に支障が生じる	38.1	38.6	43.3	40.8	40.9	41.0	45.0	42.1	38.7	38.8	38.1
裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	35.1	33.1	28.8	31.9	35.0	33.1	32.1	33.8	28.7	28.2	27.5
裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	17.5	18.2	17.7	19.6	19.2	20.7	21.7	22.4	17.6	18.1	17.6
特にない	3.6	3.7	2.9	4.2	2.7	3.5	3.0	2.5	4.0	3.0	3.5
その他	2.3	1.7	1.4	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	1.1
わからない	0.7	0.3	0.6	0.8	0.9	1.0	0.6	0.5	0.7	0.5	0.8

※「遺体写真等の証拠を見ることに不安がある」は平成25年度より新設された選択肢のため、平成21～24年度調査時のデータは存在しない。

	該当数 (n)	自分たちの判決で被告人の運命が決まるため、責任を重く感じる	素人に裁判という難しい仕事を正しく行うことはできないのではないかと不安がある	冷静に判断できる自信がない	専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない	被告人やその関係者の逆恨み等により、身の安全が脅かされるのではないかと不安がある	遺体写真等の証拠を見ることに不安がある	裁判に参加することで仕事に支障が生じる	裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない	裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる	特になし	その他	わからない	回答計
TOTAL	1,974	71.8	54.4	49.1	45.5	41.7	41.5	38.1	27.5	17.6	3.5	1.1	0.8	392.7
【性別】														
男	952	65.5	48.9	42.8	38.6	36.6	31.3	43.8	26.2	12.6	5.5	1.2	0.7	353.6
女	1,022	77.7	59.4	55.0	52.0	46.5	51.1	32.8	28.8	22.2	1.8	1.1	0.9	429.1
【年齢別】														
20～29歳	225	67.6	46.7	39.6	44.0	40.4	38.2	38.2	26.2	12.9	2.2	0.4	-	356.4
30～39歳	272	69.5	47.8	37.9	35.7	44.1	38.6	47.1	22.4	23.5	2.9	-	0.7	370.2
40～49歳	359	72.7	52.4	43.2	39.3	42.6	39.0	54.3	22.0	20.3	2.8	-	0.3	388.9
50～59歳	305	73.1	52.1	46.9	42.6	40.3	38.0	45.6	24.9	17.4	3.3	1.6	0.3	386.2
60～69歳	321	73.2	56.1	58.6	52.6	43.6	47.0	34.9	34.6	15.9	4.4	0.9	0.3	422.1
70歳以上	492	72.8	63.2	59.1	53.3	39.8	45.1	18.7	31.9	15.7	4.7	2.6	2.2	409.1
【職業別】														
お勤め(正規の社員等)*1	731	69.1	49.9	42.3	36.7	38.2	35.0	54.4	23.0	14.2	3.1	0.5	0.3	366.8
お勤め(派遣社員)	45	68.9	46.7	53.3	48.9	46.7	40.0	48.9	33.3	20.0	2.2	-	2.2	411.1
お勤め(計)*2	776	69.1	49.7	42.9	37.4	38.7	35.3	54.1	23.6	14.6	3.1	0.5	0.4	369.3
自営・自由業	183	66.1	51.4	46.4	41.5	38.3	33.3	53.6	31.1	18.6	5.5	1.6	1.1	388.5
パート・アルバイト	359	76.0	57.9	52.1	51.0	48.2	47.4	40.1	28.7	19.5	1.7	-	0.6	423.1
専業主婦・専業主夫	422	76.8	62.8	59.7	56.4	46.9	54.7	14.9	28.7	24.6	3.1	2.1	1.7	432.5
学生	47	68.1	42.6	34.0	38.3	25.5	21.3	12.8	23.4	2.1	2.1	-	-	270.2
無職	185	70.3	53.0	50.8	49.2	36.8	38.9	10.8	35.7	13.0	8.6	3.2	1.1	371.4
その他	2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	50.0	-	-	-	800.0

*1 「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」 *2 お勤め(計)は, 「お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)」と「お勤め(派遣社員)」を合計したものである。

男女別に見ると, 上位6項目及び「裁判に参加することで養育や介護に支障が生じる」は, いずれも女性が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は, 男性が高くなっている。

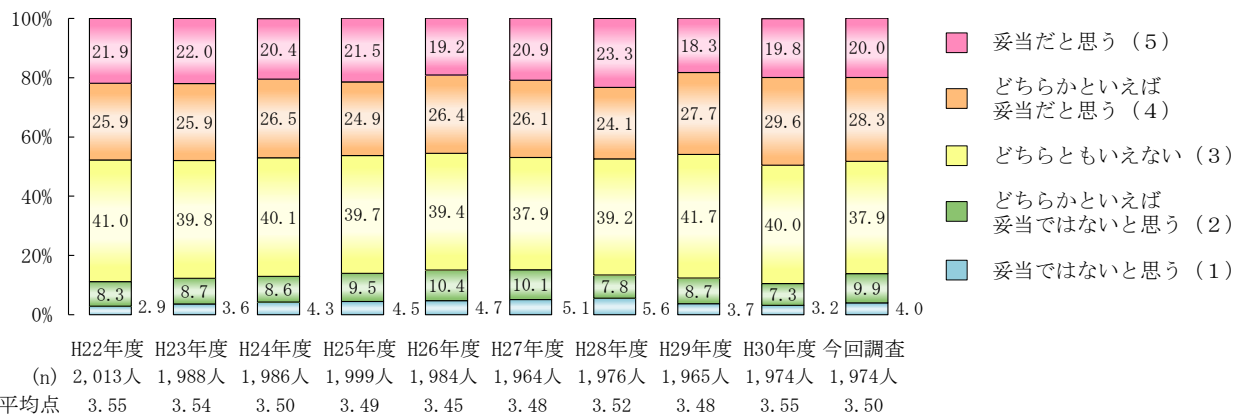
年齢別に見ると, 「冷静に判断できる自信がない」, 「専門家である裁判官と対等な立場で自分の意見を発表できるか自信がない」, 「裁判員の職務を通じて知った秘密を守り通せるか自信がない」は, いずれも60代以上が高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は, 30代から50代が高くなっている。

職業別に見ると, 上位4項目は, いずれも専業主婦・専業主夫が最も高くなっている。「裁判に参加することで仕事に支障が生じる」は, お勤め(正規の社員, 従業員, 役員を含む)と自営・自由業が高くなっている。

10 裁判員裁判の傾向について(執行猶予付判決における保護観察の割合)

【資料1】 刑事裁判で刑の執行を猶予する場合には、被告人を保護観察に付すことができます。保護観察とは、保護観察所による指導監督を受けることを義務づけ、更生を図る制度です。これまでの執行猶予判決の中で保護観察が付された割合を見ると、裁判官のみの裁判では32.1%であるのに対し、裁判員裁判では58.0%となっています。

Q10 【回答票10】 裁判員裁判におけるこのような傾向について、あなたはどのように思いますか。



裁判員制度で、保護観察が付された割合が裁判官のみの裁判より高くなっていることについて、『妥当だと思う』（「妥当だと思う」＋「どちらかといえば妥当だと思う」）は48.3%、『妥当ではないと思う』（「どちらかといえば妥当ではないと思う」＋「妥当ではないと思う」）は13.9%となっている。

(注) 裁判官のみの裁判 32.1%＝平成18年1月1日から平成21年5月20日までの判決宣告分の数値

(注) 裁判員制度 58.0%＝平成28年6月1日から令和元年10月31日までの判決宣告分の数値